

8月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

クロスボーダー知的財産権取引の実務

★知財法, 倒産法, 紛争処理法, 税法など多角的視点から

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

■講師 内海英博 弁護士 (TMI総合法律事務所)
三谷英弘 弁護士 (TMI総合法律事務所)

■日時 2010年8月6日(金)
午後1時30分～4時30分
(計3時間)

■会場 (社)商事法務研究会 2階 会議室
(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

■受講料 31,500円 (1名分, 税込)

■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合, 2人目から2,100円引きといたします。

■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

■定員 40名 (申込順)

※会場での録音・撮影, パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

くわしくは, 裏面申込要領をご覧ください。

開講の趣旨

▶産業界において知的財産立国というスローガンが意識され始めてから既に久しく, また, 日本において日々生み出される知的財産に対する海外からの高い評価は, 技術や素材のみならず, 近時では, ポップカルチャーの分野の各種コンテンツにまで及んでいます。

▶少子高齢化によって国内市場の伸び悩みが必至と予想される中, 日本発の知財ビジネスをグローバルに展開し, 海外市場において高い収益を挙げていくことは, わが国企業にとってきわめて重要な経営課題です。

▶そこで本セミナーでは, 経験豊富な2名の講師が, 国境を越えた知財ビジネス=クロスボーダー知的財産権取引を展開していくうえで, 担当者が掌握・留意しておかなければならない法律実務上のポイントを, 知財関連法, 倒産法, 紛争処理法, 税法など多角的な視点から具体例を挙げながら分かり易く解説いたします。

▶知財, 法務, 経営企画など関連部署の皆様の奮ってのご聴講をお待ち申し上げます。

<東京>

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2010年 月 日

(8/6)「クロスボーダー知的財産権取引の実務」(31,500円 1名分)(但し 名分)

社名	☎ ()	部課	部 課			
業種	FAX ()	受講者				
住所 (郵便番号)						
※講義の参考のためご記入下さい。 ・年齢 歳 ・入社後 年 ・実務経験 年		部・コ	法・コ	04	業・コ	
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。()						

主要講義項目

1. はじめに

— 今、なぜクロスボーダー知的財産権取引か

- (1) 知的財産立国と国家政策の後押し
 - ・世界において、新しい技術や素材のみならず、いわゆるアニメ・ファッション等のコンテンツに至るまで、日本発の知的財産をどのように収益化していくか
 - ・官民を挙げての総合体制
- (2) 対象となる権利
 - ・特許権、商標権、著作権、営業秘密(ノウハウ)、意匠権その他

2. 知的財産の海外展開

- (1) 海外展開における様々な留意点
 - ① ライセンスの方法
 - ② ローカライズか、海外共同制作か
 - ③ 現地への進出の方法
- (2) 海外進出の際の法的留意点
 - ① 海外における権利の確保の手段
 - ・特許権、商標権、著作権、ノウハウとしての保護
 - 海外における権利の取得方法(登録の要否、海外における権利の取得方法等)
 - 濫用事例：中国の事例(くれよんしんちゃん、青森、松「坂」牛など)
 - ② ライセンス契約の法的留意点
 - ・ライセンスの対象
 - ・ライセンスの権利の内容
 - ・知的財産権の処理
 - ・アプルーバルの権利
 - ・海賊版対策
- (3) 共同制作契約の法的留意点

- ・ライセンス契約との違い
 - (4) 海外進出の際の法的留意点
 - ・現地法人の買収
 - ・現地における設立
 - (5) 現地ライセンスとの交渉の際の留意点
- ### 3. 海外取引先倒産への事前・事後の対処法
- (1) 海外取引先が信用不安—倒産に至るまでにやっておくべきこと
 - (2) 海外取引先が倒産—倒産後の一般的対処法
 - (3) 各地域別対処法
 - ① 米国
 - ② EU
 - ③ 中国
- ### 4. 紛争に発展—国際的紛争解決の一般的留意点
- (1) 紛争に発展しない国際取引を行うための一般的留意点
 - ① 訴訟、仲裁手続移行前の留意点
 - ② 弁護士・依頼者秘匿権など
 - (2) 紛争問題の解決手段
 - ① 訴訟による解決
 - ② 仲裁による解決
 - (3) 海外から訴訟を提起された場合の留意点
 - (4) 国際的紛争解決における各地域別留意点
 - ① 米国
 - ② EU
 - ③ 中国など
- ### 5. クロスボーダー知的財産権取引の税務
- (1) 使用料や売買についての源泉徴収課税など
 - (2) 契約書作成における税務上の考慮要素、法務部と税務担当者の連携など

●講師のプロフィール●

内海英博(うつみひでひろ)

弁護士・NY州弁護士・公認会計士・米国公認会計士。

88年東京大学法学部卒業、00年ハーバード大学ロースクール卒業。元国税庁税務大学校講師。M&A、知財取引、税務等が主な専門分野。法律、税務、会計の3方面からの総合的な戦略の検討、全世界に展開する事務所のネットワークを生かした各国法の提供を得意とする。携帯電話をソフトバンクに1.8兆円で売却した案件で携帯電話側を、スズキに2,200億円超の出資をした案件でフォルクスワーゲン社をそれぞれ日本法主任パートナーとして代理した。

三谷英弘(みたにひでひろ)

弁護士。

00年東京大学法学部卒業、07年にワシントン大学ロースクール卒業後サンフランシスコのVIZ Mediaにて研修。元中央大学法学部兼任講師。著書に『著作権の法律相談 第二版』(青林書院)、『個人情報管理ハンドブック』(商事法務)、『ITの法律相談』(青林書院)[いずれも共著]等がある。主要取扱分野は、知的財産、メディア/エンタテインメント/スポーツ、インターネット等をめぐる国内外の取引、紛争解決等。

お申込要領

- 受講のお申込は、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、講座開講日の3日前までに、お振込み下さい。尚、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又、特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX 03(3664)8843(専用)
※FAXによるお申込は、申込書を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話 03(5614)5650(ダイヤルイン)
- 振込先 <銀行> みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金(0132139)
口座・加入者名 株式会社 商事法務
※「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので、受講のお申込は、その点をご了承のうえ行って下さい。